

令和元年度 第1回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 会議録

日 時	令和元年7月1日(月) 15:30~17:30		
場 所	東館3階 中会議室		
出席者	会 長	岩槻知也	
	副会長	清水章子	
	委 員	松本朋子	
		佐藤義和	
		杉田俱子	
		荒西正和	
		田中隆子	
	欠席委員	津田由貴	
	事務局	森田昭弘	市民生活部長
		中西 勉	人権推進課長
		中川弘之	人権推進係長
		阿曾直子	人権推進課係員
事務局	人権推進課		
会議の公開	公 開		
傍聴者数	0人		

1 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

総合推進指針に関する進行管理調書（平成30年度実績報告・令和元年度実施計画）について

2 提出資料

資料1 進行管理調書事業一覧

資料2 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調書
（平成30年度実績報告書・令和元年度実施計画）

資料3 評価基準

資料4 指標と目標値

3 審議経過

<開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局からの開会の挨拶】

(2) 委員・事務局自己紹介

【委員・事務局自己紹介】

(3) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

(事務局中西) 会議の進行につきまして、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱第5条第3項によりまして、会議の議長は会長があたることになっていきますので、岩槻会長、本日の会議進行をよろしくお願いいたします。

(岩槻会長) それでは、審議に先立ちまして、委員の出席状況及び会議成立の報告をお願いします。

(事務局中西) 本日は、委員8名中、7名の委員が出席されています。過半数の委員がご出席されていますので、懇話会設置要綱第6条第2項により会議は成立しております。

(岩槻会長) それでは、会議の公開について説明してください。

(事務局中西) 会議の公開につきまして、ご説明いたします。芦屋市情報公開条例第19条の規定により、附属機関等の行う会議につきましては、原則公開となっています。傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら、傍聴していただきますが、本日は希望者はおられません。

ただし、非公開情報が含まれる事項の場合及び公開することで会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、会議出席者の3分の2以上の賛成がある場合は、公開しないことができると規定されております。このたびの懇話会の議案につきましては、非公開情報は含まれておらず、会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合にも該当しませんので、公開といたします。また、公開に際しましては、発言者や発言内容についても公開といたします。つきましては、会議録の作成・公表にあたり正確を期するため、録音いたしますので、ご了解ください。

(岩槻会長) それでは議事に入ります。議題(1)総合推進指針に関する進行管理調書(平成30年度実績報告・令和元年度実施計画)について事務局から説明してください。

(事務局中川) 【議題(1)総合推進指針に関する進行管理調書(平成30年度実績・令和元年度実施計画)について説明】

- (松本委員) 5ページの事業27番, 自主活動グループの育成・支援について, 働いている母親が増えている中で, 子育てグループが作りにくいのではないかと感じていましたが, 昨年度の決算額に比べて予算額が増えているということは, グループ活動が活発になっているということでしょうか。
- (事務局中川) 事務局で把握できていないため, 所管課に確認します。(確認事項(回答) No.3のとおり)
- (松本委員) 7ページの事業35番, 地域見守りネット事業について, 高齢者だけでなく子どもや障がいのある人も見守る協定を結んだと説明がありました。最近よく話題になっている「8050問題」「7040問題」について, 報道によると高齢者に関わる福祉関係の人が家に入ったりして, 実は「ひきこもり」の人がいたとわかって, そこを連携していく動きがあるように聞いています。ここで言われている「子ども」の中に「ひきこもり」等の問題も含まれているのでしょうか。
- (事務局中西) ここでいう「子ども」は「児童」です。「8050問題」は, 福祉部門でヘルパーさんが入ったりする中で, 息子さんがいつも部屋にこもったままだということがわかれば, 福祉の中で連携をとって, 地域福祉課や社会福祉協議会に繋ぐということを日常的にやっています。その中で, 生活困窮者自立支援の窓口等を通じて, どこかに行くところがないか相談できるようになっています。
- (杉田委員) 7ページの事業35番, 地域見守りネット事業について, 高齢介護課が所管課となっていますので, 参加事業者は, 主に福祉施設でしょうか。
- (事務局中川) 福祉施設以外に, 高齢者宅を訪問している新聞配達や郵便局などもこの事業に参加しています。
- (事務局中西) その他に, 芦屋に支店がある藍澤証券株式会社は, 社員の皆さんが認知症サポーターの資格を持っており, 高齢者の見守り以外に道路や橋などのインフラに異常が発生した場合等に情報提供をさせていただくことになっています。
- (杉田委員) 分かりました。また, 課題に社会福祉協議会や高齢者生活支援センターへの連絡件数が少数だとありますが, 発見した件数が少数ということでしょうか。それとも発見をしても連絡している件数が少数ということでしょうか。
- (事務局中川) 発見はしていますが, 社会福祉協議会や高齢者生活支援センターへの連絡件数が少ないということです。
- (杉田委員) ほんの些細なことでも連絡件数が増えると安心しますので, 対策

をお願いしたいと思います。また、事業41番から43番にあります様々な施設のバリアフリー化は、高齢者だけでなく障がいのある人に対しても同じように配慮していただいていることはすごく良いことだと思っています。

(岩槻会長) 連絡件数が少ないことに対して、何か対策はとられているのでしょうか。

(事務局森田) 事業者には、日常の業務の中で異変を発見した場合、報告してくださいと依頼しており、各家庭の事情についてまで報告を依頼することは、個人情報観点から困難だと思います。ただし、児童虐待等は、発見した場合すぐに報告していただく必要がありますので、改善をしていくべきだと思います。

(岩槻会長) 事業者にとって報告しにくい案件もあると思いますが、非常に良い取組ですので、改善を期待したいと思います。

(清水副会長) 事業者にとって、各家庭の事情にまで踏み込めない場合もあると思いますので、地域の民生委員に連絡をするなど、連携をしていく方法を検討されたほうが良いと思います。

(岩槻会長) 専門の方に連絡をされたほうが良いと思います。

(清水副会長) 同和問題の事業54番、広報紙等による啓発について、令和元年度の目標に部落差別解消推進法の周知を行うとあります。前回広報紙の紙面上に限りがあるため、掲載は難しいと回答がありましたが、今後はどのように周知をしていくのでしょうか。

(事務局中川) 広報紙への掲載については、昨年度法律が施行した旨の周知を広報にて行っています。ただし、法律の全文を掲載することは困難であるため、講演会や研修会等の場で全文を掲載したチラシを配布し、周知をしています。

(清水副会長) ルナ・ホールの講演会もたくさん入っても650人、その他の講演会でチラシを配るにしても、市民に向けて周知・徹底していくのであれば広報あしやを使っていたらいいなという思いもします。できるだけ多くの方が参加される11月13日の人権協同人権推進課との共催とする脇谷みどりさんの講演会の時も、そういう文言を入れたものをお配りするとか、できるだけ努力をしていただきたいなと思います。

(岩槻会長) ありがとうございます。部落差別解消推進法のことを広報紙で、できないということはないんですよね。広報紙でやるのは難しいと言われた。

(清水副会長) 文字数に限りがあるとか、人権コラムはなくなったので載せられないという答えはいただいています。

- (岩槻会長) その理由が解せないのですけれども。
- (杉田委員) 最近の広報はすごくおしゃれで、最初写真が一面にあったりイメージが大変いいのだけれども、文字数だけというのはちょっと。
- (岩槻会長) 部落差別解消推進法は、文字数の多い法律ではありませんので、工夫の余地はないのでしょうか。
- (事務局森田) 文字数が多いと読んでもらえないという事情もありますので、まずは読んでもらうための工夫が必要になります。法律の掲載となりますと一定の文字数になりますので、広報紙に全文を掲載することは難しいと思います。文字数が多くなる場合には、QRコードを用いて、ホームページをご覧いただくなどの対応はできると思います。また、イベント等でチラシを配布するなど様々な媒体を用いて周知を図っていきたいと考えています。
- (清水副会長) 広報あしやは大変読みやすくなったという意見もたくさんありますし、写真もきれいに写っていますが、その中でももう少しこのスペースをうまく使えないかなということもありますし、「人権コラム」は無理としても、人権問題という形を市民の方に広めていくには広報あしやの余白のある部分を工夫しながら、そこで人権問題をLGBTや、部落差別解消推進法や高齢者の問題などいろんな問題を取り上げていくべきかと思います。紙面を見て読むたびに残念だなと思います。読みやすいのは読みやすいのですが、何か別にQRコードなどを探していくというのは、高齢者はそこから先に進むことは無理なので、しっかりと内容を頭に置いていただける紙面をこちらから提供していければいいかなと思います。
- (岩槻会長) ありがとうございます。年齢にもよりますけれども、広報紙を読んでおられる方は結構いるんじゃないですか。
- (杉田委員) 広報あしやを読んでいる人は多いですね。
- (岩槻会長) 人権問題に関することは非常に重要なものですので、紙面の工夫をしていただければと思います。
- (荒西委員) 部落差別解消推進法が施行されてから、「同和問題」という言葉を使用せず、「部落問題」と表現する自治体もあると聞いています。資料は「同和問題」となっていますが、芦屋市では表現について検討されているのでしょうか？また、最近インターネット上への差別的な書き込みが問題となっており、県や阪神間の自治体でも差別的な書き込みに対する対策として、インターネットモニタリング事業を実施していますが、芦屋市では実施しないのでしょうか。
- (事務局森田) まず、「同和」という用語については、法令上は使用されていませんが、国や県は、「同和」という文言を使用しています。ただし、

今後は「同和」という言葉を使用しないことが適切だと考えています。また、インターネットモニタリング事業については、実施に向けて効果的な手法を検討しているところです。

(松本委員) 5ページの事業29番の安全教育について、小学校3年生で、CAP(子どもへの暴力防止プログラム)を実施していましたが、ALSOKの防犯教育に変わりました。CAPは、人権を基本にした、自分は大事な存在だから暴力を受けてはいけない、危険な目にあいそうになったらどうするかということも学びます。子どものワークショップと教員のワークショップ、地域・保護者のワークショップがあり、人生にとっても影響するいいプログラムだと思います。もう一度CAPを実施してもらうことは可能なのでしょうか。

(杉田委員) CAPは、子どもの権利やいじめに近い内容を教えてもらえるのですか。

(松本委員) 広範囲にわたって学びます。自分が大事な存在だと最初に学んだ上で、知らない人に声をかけられた時はどうするのか、知っている人に嫌な触られ方をしたらどうするのかなど、ロールプレイ等で学びます。

(清水副会長) 私も保護者の立場と地域の立場で研修を受けたのですが、子どもが自分自身で危険回避するのに、手を伸ばしてふたつ分以上近づかない、道を聞かれても距離を置いて話をする。独特なうなり声をあげてその子どもが「うー」といった時に、その声を聞いた近所の人が出てきてその子どもを助けるという、そのへんの繋ぎをもっともっと深めていったらいいと思っていました。ALSOKになっていたので驚きもありますし、子どもにとっても地域にとっても良いものであれば継続していくということを考えていただかないと、これからも子どもの周りで危険なこともいっぱいありますので、きちんとしていただきたいと思います。

(事務局中西) ALSOKに変わった経過や今後の見直しについて所管課に確認します。(確認事項(回答)No.4のとおり)

(松本委員) CAPは、小学校3年生が全員受けることになっていました。子どもに与える影響を考えると必要だと思います。

(事務局森田) ALSOKかCAPか二者択一ではなく、CAPの良かったところは良かったところとして、どこか別の方法で補完するとかも含めて、貴重な意見をいただきましたので所管課へ伝えます。

(岩槻会長) 防犯ということもありますが、もっと大きな意味があると思います。防犯のところに入っていますが、子どもの人権を考える上でとても大切なものと捉えていますので、是非、検討をお願いします。

- (松本委員) 3ページのDVの項目、女性に対するDV支援はたくさんありますが、男性に対する支援を実施している自治体は少ないと思います。加害男性への更生プログラムなどの支援も大切だと思いますので支援方法について検討できないでしょうか。また、男性が「私は暴力を振るいません」と宣言する「ホワイトリボンキャンペーン」がありますが、「私は暴力を振るいません」と宣言するだけで、女性はとても安心するし、素晴らしいと思います。いろんな方面からのDVを無くしていく取組が必要だと思います。
- (杉田委員) 広報あしやに「人権コラム」があればねえ。
- (松本委員) 人権のコラムの話聞いて思ったのですが、「人権」というと一般の人が聞くと堅いイメージがあるらしいです。自分の感覚ではないのでわからないのですが、生まれてみんな権利がありますよね。「人権」と書かなくても「みんなのコラム」とすれば、いろんなことも入れられますし、人が大切にされるということが基本にある様なことを書いていけばいいのでは。
- (岩槻会長) ありがとうございます。「人権コラム」というタイトルを工夫したらもっと変わるのかもしれないですね。全体的な啓発活動という事で。
- (事務局中西) DVをする男性への支援と「ホワイトリボンキャンペーン」の実施については、所管課に確認します。(確認事項(回答)No.1のとおり)
- (松本委員) 4ページの事業18番、子どもの権利条約の周知について、子どもたちが自分の権利について知ることは大切なことだと思いますが、大人が子どもの権利について理解していないことがありますので、大人に対しても子どもの権利条約について周知を図っていく必要があると思います。(確認事項(回答)No.2のとおり)
- (岩槻会長) 子どもの権利条約については、大人が理解することによって、子どもの権利が守られると思いますので、大人への啓発も積極的に行ってほしいと思います。
- (清水副会長) 先ほど松本委員からお話がありました、高齢者の息子がひきこもりになってしまうという私の担当ケースがあります。高齢者になった時に息子が50代・40代後半になり、親はいつまでも元気ではなく認知症にもなっていく、認知症になった時に、ゴミ出しの問題や近隣とのトラブルがたくさん出てきます。ご近所の方も排除したくないし、無視したくないので一緒に協力していきたいと言って関わってくれている。そこには地域の方も、軽度の我慢や努力をしなければいけないし、本人さんと関係機関とも話し合いをしてきまし

た。そこにひきこもりの50代の息子さんがおられた場合に、もっとも問題が大きくなってしまいます。息子さんは誰とも話をしたくないとのことで、家の中はゴミ屋敷みたいになっていますし、誰とも会いたくない、話をしたくない、何も関わりたくないということで支援に時間がかかるなどということもあります。認知症の問題としては高齢者の問題としてたくさん取り上げてくださっていますが、高齢者になった時に息子がひきこもりの場合、家族だけで対応していくのはとても無理で、地域の中、行政がどのように関わっていくかということのをこれからの大きな問題として捉えていただきたいと思います。地域の中では隠しておられるのですがひきこもりの方はたくさんおられるので、これからの問題として行政も関わっていく必要があると思っています。

(岩槻会長) これは、別項目的な感じですね。

(清水副会長) 高齢介護課、地域福祉課、高齢者生活支援センターと話し合いをしたのですが、答えが見つからないのです。何年か先にはこうしたいけれども、どういうふうに関わっていくのか、地域がどう関わっていくのかと、一步一步という形なのですが、解決していかないといけません。地域の方も含めてご本人さんもお辛いことはいっぱいありますので、そこにどのように行政が関わって、その方の心の扉を開いていくのか、地域の方がどのように協力していくのか考えていかなければならない重いテーマだと思います。

(杉田委員) ひきこもりの方は芦屋に何人くらいいるのですか。どこかが把握しているのですか。

(清水副会長) 「40歳以上」「39歳まで」など、いろいろありますね。

(杉田委員) マスコミでは、今、40代50代が多いと聞きました。

(事務局森田) ひきこもってしまっている人に対しては、社会教育部のほうで相談事業をやっています。相談に来ていただいた方は把握できますが、ひきこもってしまっていますので、実態把握は芦屋市だけでなく全国的にできていません。何か問題が起こった時に発見されるということなので、芦屋市でも「全国でだいたいこれくらいいると思われる」という数字を人口にかけて推計を出していますので、実態は分かりません。

(松本委員) ひきこもっている人は、私と同年代になります。ひきこもりは、もっと後になって一般化したというか、私たちの親世代と私たちにとっては、なかなか世間に言えなかったことだと思います。私たちの親世代にとっては、そんな身内のことは外には言えないという思いがまだまだ強いと思うので、今でもまだ若い人と保護者の方でも

言えないことが多いのに、さらに輪をかけてなので本当に深刻な問題だと思っています。最近話題になって、同年代の方がたくさんひきこもっていることを知り、同世代だと考えると一般に世間で言われているひきこもりと重さがさらに重いだろうなと思います。高齢者の方もちょっと手伝ってもらっただけで、「すみません、すみません、ありがとう」と、その世代の方は、人に迷惑をかけてはいけないという気持ちがすごくおありなのかなと思います。それはお互い様なのに、人の手をわずらわしてはいけないと思っておられる方がたくさんいらっしゃるのかなと思います。「お互い様運動」したいなど。「お互い様」と言わなくなりましたね。「自己責任」とか言われて。

(杉田委員) 「自己責任」というと何か冷たい響きですね。責任を持って行動しないといけないのだけれども、それを自分に戒める言葉とするならいいですが、人に向けていうときには冷たいですね。

(岩槻会長) ありがとうございます。ひきこもりが長期化・高齢化していること、深刻な状態であること、芦屋市でも実際に訪問されているということですので、問題意識をしっかりとった取組が必要だというお話を伺いました。

(岩槻会長) 外国人の人権について、13ページの事業63番と64番、外国人への日本語学習支援教室について、多くの講座を実施しているにもかかわらず、決算額がそれぞれ0円、30千円となっていますが、理由は何でしょうか。また、14ページの事業71番の三者間通話システムについて、実績が1件もなかったのは、この事業が十分に周知されていないことが要因ではないでしょうか。

(事務局中川) 指定管理事業者が自主事業で実施している場合等は、0円になる場合があります。

(岩槻会長) 指定管理者が実施している場合でも、市から指定管理料として支払われている場合が多いと思いますが、どうでしょうか。

(事務局中西) どのような形で実施しているのか所管課に確認をします。(確認事項(回答)No.5のとおり)

(事務局中川) 三者間通話システムについては、広報等で周知を行っています。ただし、周知が十分でないこと、通話システムを利用する事案が発生していなかったこと等が要因として考えられますので所管課に確認をします。(確認事項(回答)No.6のとおり)

(岩槻会長) 周りに日本語ができる人がいれば、通話システムを利用しなくてもいい場合もありますので、確認をお願いします。

(事務局森田) 119番に電話をしていただければ、日本語が分からない場合、

通話システムを使用することになっていきますので、おそらく通話システムを利用する事案がなかったのではないかと思います。

(岩槻会長) 命に関わることでありますので、継続的に周知することが大切だと思います。

(事務局中西) 日本では、救急、消防の場合、119番に電話をしなければいけないということを周知することがより大切だと思います。

(杉田委員) 日本語のみの周知では理解できないのではないのでしょうか。

(事務局中西) 広報等は英語版も発行しています。

(杉田委員) 分かりました。広報だけでなく、芦屋市に転入してきた時にしっかりとわかりやすい方法で情報を伝えていくことが大切だと思います。

(田中委員) 国際交流協会では、外国人向けの防災訓練を行っており、様々な情報を提供しています。また、外国人にも分かる「やさしい日本語」を使うよう心がけています。

(岩槻会長) 行政文書等は、難しい言葉が使われていることがありますので外国人にとって分かりやすい言葉を使用していくことが望ましいと思います。

(松本委員) 2ページの事業9番について、育児休業の取得率の目標が女性職員は100%になっているのに対して、男性職員は増加となっておりますが、まだ育児は女性が行うという前提になっていると感じてしまいます。男性職員の取得率が平成30年度は6.3%となっておりますが、数日取得した場合でも取得したことになりますので、長期間取得できるようにしていかなければいけないと思います。男性職員も取得率100%を目標にできればいいなと感じました。

(事務局森田) 男性職員の取得率の目標を100%にすると、本当に実現できるのかという指摘があると思います。以前に比べて取得しやすい環境になってきていますので、取得率が増加するよう進めていきたいと考えています。

(岩槻会長) 他に意見はありますか。

無いようでしたら、本日はこれで終了します。たくさんの貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。